

山形県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
1	亜鉛の水溶性化合物	4.6E+0				2.0E+0		1.9E+2	200.6
2	アクリルアミド	3.0E-1						5.2E-2	0.4
3	アクリル酸エチル	6.0E+0						1.6E+2	163.4
4	アクリル酸及びその水溶性塩	8.2E+0						4.4E-2	8.3
5	アクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル							1.6E+2	157.3
6	アクリル酸-2-ヒドロキシエチル	4.4E-3						4.2E-4	0.0
7	アクリル酸n-ブチル	2.3E+1						7.0E-2	22.7
8	アクリル酸メチル	1.2E-2						1.6E+2	157.3
9	アクリロニトリル	6.3E-1						7.2E+1	72.7
10	アクロレイン		2.7E+3					2.8E+2	2,979.9
11	アジ化ナトリウム	4.3E-2							0.0
12	アセトアルデヒド	2.8E-1	1.2E+4					1.7E+3	14,005.9
13	アセトニトリル	5.3E+1						1.7E+3	1,709.8
14	アセトンシアノヒドリン								
15	アセナフテン								
16	2,2'-アゾビスイソブチロニトリル	5.1E-3							0.0
17	o-アニシジン								
18	アニリン	4.3E-2						8.8E-3	0.1
19	1-アミノ-9,10-アントラキノン								
20	2-アミノエタノール	1.6E+2			1.7E+4			1.8E+4	35,340.3
21	クロリダゾン								
22	フィプロニル					4.2E+2	2.5E+1		447.3
23	p-アミノフェノール								
24	m-アミノフェノール								
25	メトリブジン					1.5E+2			150.0
26	3-アミノ-1-プロペン								

山形県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
27	メタミロン								
28	アリルアルコール								
29	1-アリルオキシ-2,3-エポキシプロパン							4.6E+1	46.0
30	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及び その塩	9.8E+2			4.2E+4			1.5E+4	57,823.9
31	アンチモン及びその化合物	1.6E+1						8.8E+1	104.3
32	アントラセン	1.7E-4							0.0
33	石綿								
34	IPDI	5.6E-1							0.6
35	イソブチルアルデヒド								
36	イソブレン							2.0E+3	2,027.4
37	4,4'-イソプロピリデンジフェノール	7.0E-3						9.4E-1	1.0
38	2,2'-[イソプロピリデンビス[(2,6-ジプロ モ-4,1-フェニレン)オキシ]]ジエタノール								
39	フェナミホス								
40	ビフェナゼート					1.7E+3			1,660.0
41	フルトラニル					4.0E+3			3,951.0
42	2-イミダゾリジンチオン	1.6E+0							1.6
43	イミノクタジン								
44	インジウム及びその化合物	1.1E-4						2.3E-2	0.0
45	エタンチオール								
46	キサロホップエチル					2.7E+2			266.0
47	ブタミホス					4.7E+2			473.0
48	EPN								
49	ベンディメタリン					1.7E+3			1,715.4
50	モリネート					6.6E+2			656.0
51	2-エチルヘキサン酸	2.6E+1						5.1E-1	26.4
52	アラニカルブ					6.0E+2			600.0

山形県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
53	エチルベンゼン	4.7E+4	4.2E+4	3.5E+4				8.0E+3	131,486.1
54	ホスチオゼート					2.7E+2			265.5
55	エチレンイミン								
56	エチレンオキシド	4.3E+2						1.4E+2	570.5
57	エチレングリコールモノエチルエーテル	5.8E+2						7.8E-2	579.3
58	エチレングリコールモノメチルエーテル	3.0E+1						1.5E-1	29.8
59	エチレンジアミン	1.5E-2						1.0E-3	0.0
60	エチレンジアミン四酢酸	3.1E-1			1.1E+1			3.5E+1	45.7
61	マンネブ					1.5E+2			150.0
62	マンコゼブ(マンゼブ)					1.8E+4			18,076.0
63	ジクアトジプロミド(ジクワット)					4.8E+2			483.0
64	エトフェンプロックス					3.0E+3	3.1E+1		3,065.7
65	エピクロロヒドリン	5.0E-2							0.0
66	1,2-エポキシブタン	4.7E+0							4.7
67	2,3-エポキシ-1-プロパノール								
68	1,2-エポキシプロパン	1.6E-2							0.0
69	2,3-エポキシプロピルフェニルエーテル								
70	エマメクチンB1a安息香酸塩及びエマメクチンB1b安息香酸塩の混合物					3.0E+0			3.0
71	塩化第二鉄	1.2E-1							0.1
72	塩化パラフィン(C:10-13及びその混合物)								
73	1-オクタノール	6.0E-2						1.6E-4	0.1
74	p-オクチルフェノール	1.0E-1							0.1
75	カドミウム及びその化合物	6.0E-3						1.1E+1	10.8
76	ε-カプロラクタム	8.4E-1						1.6E+0	2.4
77	カルシウムシアナミド								
78	2,4-キシレノール								

山形県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
79	2,6-キシレノール								
80	キシレン	6.1E+4	1.6E+5	7.5E+4				1.6E+4	316,046.3
81	キノリン	4.6E-5							0.0
82	銀及びその水溶性化合物	9.3E+0						1.3E+1	22.3
83	クメン	5.6E+2	8.5E+2					3.7E+1	1,454.1
84	グリオキサール	1.3E-2						2.3E-3	0.0
85	グルタルアルデヒド	1.1E+1						1.1E-1	10.7
86	クレゾール	2.4E+0						3.4E+1	36.5
87	クロム及び3価クロム化合物	2.8E+0						5.0E+1	52.9
88	6価クロム化合物	7.0E-1							0.7
89	クロロアニリン								
90	アトラジン					4.5E+1			45.0
91	シアナジン					5.0E+1			50.0
92	トルフェンピラド					1.5E+2			150.0
93	メトラクロール					1.7E+2			167.4
94	クロロエチレン(塩化ビニル)							6.3E-1	0.6
95	フルアジナム					2.0E+2			195.0
96	ジフェノコナゾール					4.5E+2			453.2
97	1-クロロ-2-(クロロメチル)ベンゼン								
98	クロロ酢酸								
99	クロロ酢酸エチル								
100	ブレチラクロール					1.0E+4			10,357.1
101	アラクロール					2.5E+3			2,536.0
102	1-クロロ-2,4-ジニトロベンゼン								
103	1-クロロ-1,1-ジフルオロエタン (HCFC-142b)							3.3E+3	3,289.9
104	クロロジフルオロメタン(HCFC-22)							8.9E+3	8,856.9

山形県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
105	2-クロロ-1,1,1,2-テトラフルオロエタン (HCFC-124)								
106	クロロトリフルオロエタン (HCFC-133)								
107	クロロトリフルオロメタン (CFC-13)								
108	メコプロップ					8.8E+2			880.0
109	o-クロロトルエン								
110	p-クロロトルエン								
111	2-クロロ-4-ニトロアニリン								
112	2-クロロニトロベンゼン								
113	シマジン (GAT)					1.1E+2			106.0
114	インダノファン					9.8E+1			97.8
115	フェントラザミド					3.1E+3			3,081.0
116	ヘキシチアゾクス					1.0E+1			10.0
117	テブコナゾール					1.3E+3	2.1E+0		1,282.1
118	ミクロブタニル					2.0E+0			2.0
119	フェンブコナゾール					1.6E+2			158.4
120	o-クロロフェノール								
121	p-クロロフェノール								
122	2-クロロプロピオン酸								
123	3-クロロプロベン (塩化アリル)								
124	クミルロン					4.2E+1			42.4
125	クロロベンゼン	2.4E+2						2.3E+2	475.3
126	クロロペンタフルオロエタン (CFC-115)								
127	クロロホルム	8.0E+1						6.1E+2	694.0
128	クロロメタン (塩化メチル)								
129	4-クロロ-3-メチルフェノール								
130	MCP (MCPA)								

山形県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
131	3-クロロ-2-メチル-1-プロペン								
132	コバルト及びその化合物	1.1E+1						9.5E+1	105.9
133	酢酸2-エトキシエチル	5.2E+2						7.3E-3	515.8
134	酢酸ビニル	2.9E+2						1.4E+2	428.6
135	酢酸2-メトキシエチル								
136	サリチルアルデヒド								
137	シアナミド					7.5E+2			754.0
138	ジクロシメット								
139	トラロメトリン					2.8E+1	1.6E+0		29.6
140	フェンプロバトリン					3.1E+2	1.2E+0		311.2
141	シモキサニル					1.4E+2			138.0
142	2,4-ジアミノアニソール								
143	4,4'-ジアミノジフェニルエーテル								
144	無機シアン化合物(錯塩及びシアン酸 塩を除く。)	1.4E+1						9.3E+1	106.4
145	2-(ジエチルアミノ)エタノール								
146	ピリミホスメチル								
147	チオベンカルブ					2.2E+3			2,152.0
148	カフェンストール					2.0E+2			202.5
149	四塩化炭素	5.7E-2							0.1
150	1,4-ジオキサン	1.7E+1						1.2E+1	28.3
151	1,3-ジオキサラン								
152	カルタップ					4.4E+3			4,352.0
153	テトラメトリン						2.1E+2		207.8
154	シクロヘキシルアミン								
155	N-(シクロヘキシルチオ)フタルイミド	1.1E+0						3.8E+0	4.9
156	ジクロロアニリン								

山形県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」(令和4年度)

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
157	1,2-ジクロロエタン	1.5E+1						6.1E-1	16.0
158	1,1-ジクロロエチレン(塩化ビニリデン)								
159	cis-1,2-ジクロロエチレン								
160	3,3'-ジクロロ-4,4'-ジアミノジフェニルメ タン	6.5E-1							0.7
161	ジクロロジフルオロメタン(CFC-12)							4.3E+3	4,343.6
162	プロピザミド					2.9E+2			288.0
163	ジクロロテトラフルオロエタン(CFC- 114)								
164	2,2-ジクロロ-1,1,1-トリフルオロエタン (HCFC-123)							3.7E+2	373.1
165	2,4-ジクロロトルエン								
166	1,2-ジクロロ-4-ニトロベンゼン								
167	1,4-ジクロロ-2-ニトロベンゼン								
168	イプロジオン					2.4E+3			2,403.0
169	ジウロン	3.7E-1				1.0E+3		1.8E-1	1,040.5
170	テトラコナゾール								
171	プロピコナゾール							1.3E+1	13.3
172	オキサジクロメホン					4.3E+2			428.6
173	ピンクロゾリン								
174	リニユロン					5.2E+3			5,226.7
175	2,4-D(2,4-PA)					1.5E+3			1,534.5
176	1,1-ジクロロ-1-フルオロエタン (HCFC-141b)							9.9E+3	9,879.4
177	ジクロロフルオロメタン(HCFC-21)								
178	1,2-ジクロロプロパン							1.3E+1	12.8
179	D-D					5.8E+4			57,632.5
180	3,3'-ジクロロベンジジン								
181	ジクロロベンゼン	1.2E-1					2.7E+2	3.1E+4	30,983.4
182	ピラゾキシフェン					1.4E+3			1,370.0

山形県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
183	ピラゾレート					8.6E+3			8,596.8
184	ジクロベニル (DBN)					2.3E+4			23,193.9
185	ジクロロペンタフルオロプロパン (HCFC-225)							3.3E+2	330.8
186	ジクロロメタン (塩化メチレン)	2.0E+4						3.1E+1	19,982.5
187	ジチアノン					3.4E+3			3,360.0
188	N,N-ジシクロヘキシルアミン							1.5E-2	0.0
189	N,N-ジシクロヘキシル-2-ベンゾチア ゾールスルフェンアミド								
190	ジシクロペンタジエン	1.9E-4							0.0
191	イソプロチオラン					2.1E+3			2,072.0
192	エディフェンホス (EDDP)								
193	エチルチオメトン (ジスルホトン)								
194	ホサロン								
195	プロチオホス					1.5E+2			148.0
196	メチダチオン (DMTP)					1.5E+2			148.0
197	マラソン (マラチオン)					2.3E+3			2,333.0
198	ジメエート								
199	CIフルオレスセント260								
200	ジニトロトルエン								
201	2,4-ジニトロフェノール								
202	ジビニルベンゼン								
203	ジフェニルアミン	6.2E-1							0.6
204	ジフェニルエーテル								
205	1,3-ジフェニルグアニジン	7.1E-5						5.2E-4	0.0
206	カルボスルファン					6.6E+1			66.0
207	2,6-ジ-tert-ブチル-4-クレゾール	7.8E+0						2.8E+1	35.3
208	2,4-ジ-tert-ブチルフェノール								

山形県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
209	ジプロモクロロメタン							2.7E+2	270.4
210	2,2-ジプロモ-2-シアノアセトアミド								
211	ジプロモテトラフルオロエタン(ハロン- 2402)								
212	アセフェート					3.6E+3			3,640.0
213	N,N-ジメチルアセトアミド	1.2E+2						6.6E-1	125.1
214	2,4-ジメチルアニリン								
215	2,6-ジメチルアニリン								
216	N,N-ジメチルアニリン	3.3E-3							0.0
217	チオシクラム					2.0E+2			200.0
218	ジメチルアミン	3.3E-1						5.4E-3	0.3
219	ジメチルジスルフィド								
220	ジメチルジチオカルバミン酸の水溶性塩								
221	ベンフラカルブ					6.3E+2			631.0
222	フェノチオカルブ								
223	N,N-ジメチルドデシルアミン								
224	N,N-ジメチルドデシルアミン=N-オキシ ド	3.2E+0			5.7E+3			8.6E+1	5,796.8
225	トリクロルホン (DEP)						3.2E+0		3.2
226	1,1-ジメチルヒドラジン								
227	パラコートジクロリド(パラコート)					3.5E+2			345.0
228	3,3'-ジメチルビフェニル-4,4'-ジイル = ジイソシアネート								
229	チオファネートメチル					1.0E+4			10,489.0
230	N-(1,3-ジメチルブチル)-N'-フェニル- p-フェニレンジアミン								
231	3,3'-ジメチルベンジジン (o-トリジン)								
232	N,N-ジメチルホルムアミド	7.9E+3							7,932.2
233	フェントエート (PAP)					4.2E+2			424.0
234	臭素	5.2E-2							0.1

山形県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
235	臭素酸の水溶性塩	7.8E-5							0.0
236	アイオキシニル								
237	水銀及びその化合物	3.8E-1						3.3E+1	33.3
238	水素化テルフェニル								
239	有機スズ化合物	2.5E+0							2.5
240	スチレン	1.8E+3	8.5E+3	1.1E+2				3.2E+2	10,732.2
241	2-スルホヘキサデカン酸-1-メチルエ ステルナトリウム塩								
242	セレン及びその化合物	1.5E-3						6.6E+1	66.0
243	ダイオキシン類							2.9E+2	293.1
244	ダゾメット					2.5E+4			25,186.5
245	チオ尿素	4.0E-5						4.5E-4	0.0
246	チオフェノール								
247	ピラクロホス								
248	ダイアジノン					7.1E+3	3.0E-1		7,070.3
249	クロルピリホス					6.9E+2			693.0
250	イソキサチオン					3.5E+2			354.0
251	フェニトロチオン (MEP)					8.8E+3	7.6E+1		8,898.4
252	フェンチオン (MPP)						3.3E+1		32.6
253	プロフェノホス								
254	イプロベンホス (IBP)								
255	デカブロモジフェニルエーテル	2.3E-1							0.2
256	デカン酸						3.4E-2		0.0
257	デシルアルコール					2.2E+2			224.6
258	ヘキサメチレンテトラミン	8.2E-1						6.2E+2	619.5
259	テトラエチルチウラムジスルフィド	3.5E+0							3.5
260	クロロタロニル (TPN)					6.7E+3			6,693.0

山形県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
261	フサライド					1.0E+4			10,206.0
262	テトラクロロエチレン	1.7E+3						2.0E+1	1,679.9
263	テトラクロロジフルオロエタン (CFC-112)								
264	2,3,5,6-テトラクロロ-p-ベンゾキノン								
265	テトラヒドロメチル無水フタル酸								
266	テフルトリン					1.1E+2			105.5
267	チオジカルブ								
268	チウラム (チラム)	5.4E+0				1.5E+4			15,391.4
269	イソフィトール								
270	テレフタル酸	1.8E-5						9.1E-5	0.0
271	テレフタル酸ジメチル								
272	銅水溶性塩(錯塩を除く。)	1.4E+0				1.2E+1		3.1E+1	44.3
273	1-ドデカノール	1.0E-1						3.3E+1	33.4
274	tert-ドデカンチオール								
275	ドデシル硫酸ナトリウム	2.8E+2			1.5E+4			4.1E+3	19,121.0
276	3,6,9-トリアザウンデカン-1,11-ジアミン	6.3E-1						3.6E+0	4.3
277	トリエチルアミン	6.0E+1						4.7E+1	106.7
278	トリエチレンテトラミン	1.6E+0						1.3E+1	14.2
279	1,1,1-トリクロロエタン								
280	1,1,2-トリクロロエタン								
281	トリクロロエチレン	5.9E+3						2.5E+1	5,917.0
282	トリクロロ酢酸	3.7E-1						3.3E+0	3.7
283	2,4,6-トリクロロ-1,3,5-トリアジン								
284	トリクロロトリフルオロエタン (CFC-113)								
285	クロロピクリン					7.6E+3			7,642.5
286	トリクロピル					3.7E+2			367.0

山形県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
287	2,4,6-トリクロロフェノール								
288	トリクロロフルオロメタン (CFC-11)							7.8E+3	7,814.7
289	1,2,3-トリクロロプロパン								
290	トリクロロベンゼン								
291	イソシアヌル酸トリグリシジル								
292	トリブチルアミン								
293	トリフルラリン					2.1E+3			2,132.5
294	2,4,6-トリブロモフェノール								
295	3,5,5-トリメチル-1-ヘキサノール								
296	1,2,4-トリメチルベンゼン	1.3E+4	2.5E+4					1.1E+3	38,548.8
297	1,3,5-トリメチルベンゼン	5.7E+3	1.4E+4	1.3E+4				7.1E+2	33,573.2
298	トリレンジイソシアネート	2.5E+0							2.5
299	トルイジン	9.9E-3						4.0E-3	0.0
300	トルエン	1.0E+5	2.8E+5	7.1E+4				9.6E+3	466,287.3
301	トルエンジアミン								
302	ナフタレン	1.0E+3	4.9E+2					2.3E+3	3,824.6
303	1,5-ナフタレンジイソシアネート								
304	鉛	8.8E-2							0.1
305	鉛化合物	2.7E+0						5.9E+1	61.5
306	二アクリル酸ヘキサメチレン	4.6E-2							0.0
307	二塩化酸化ジルコニウム								
308	ニッケル	5.0E-2						1.2E-1	0.2
309	ニッケル化合物	4.4E+0						5.6E+2	567.3
310	ニトリロ三酢酸								
311	o-ニトロアニソール								
312	o-ニトロアニリン								

山形県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
313	ニトログリセリン								
314	p-クロロニトロベンゼン								
315	o-ニトロトルエン								
316	ニトロベンゼン	1.6E-1							0.2
317	ニトロメタン	3.3E-2							0.0
318	二硫化炭素	2.9E-1						1.9E-2	0.3
319	1-ノナノール								
320	ノニルフェノール	2.1E-2						5.7E-2	0.1
321	バナジウム化合物	2.0E-2						6.5E+1	65.0
322	Clディスパーズブルー 79:1	5.9E+0						1.0E+1	16.2
323	シメリン					3.7E+2			367.5
324	1,3-ビス[(2,3-エポキシプロピル)オキシ]ベンゼン								
325	オキシシン銅					1.9E+4			18,859.0
326	クロフェンチジン								
327	1,2-ビス(2-クロロフェニル)ヒドラジン								
328	ジラム	4.9E-1				1.9E+2		1.2E+0	193.7
329	ポリカーバメート							9.1E+1	91.3
330	ビス(1-メチル-1-フェニルエチル)ニペルオキシド	2.4E+0						2.6E-1	2.6
331	カズサホス					1.9E+2			192.0
332	砒素及びその無機化合物	2.1E-5						1.2E+1	11.9
333	ヒドラジン	5.5E-1							0.6
334	4-ヒドロキシ安息香酸メチル								
335	N-(4-ヒドロキシフェニル)アセトアミド								
336	ヒドロキノン	7.7E-1						9.5E-1	1.7
337	4-ビニル-1-シクロヘキセン								
338	2-ビニルピリジン								

山形県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
339	N-ビニル-2-ピロリドン								
340	ビフェニル								
341	ピペラジン								
342	ピリジン	3.4E-1						9.1E-2	0.4
343	ピロカテコール	6.3E-4							0.0
344	フェニルオキシラン								
345	フェニルヒドラジン								
346	2-フェニルフェノール							7.0E+1	69.7
347	N-フェニルマレイミド								
348	フェニレンジアミン								
349	フェノール	2.2E+1						1.3E+1	34.7
350	ペルメリン					2.8E+2	7.3E+1		357.1
351	1,3-ブタジエン		9.4E+3					4.5E+2	9,824.4
352	フタル酸ジアリル								
353	フタル酸ジエチル								
354	フタル酸ジ-n-ブチル	8.3E+0		3.2E+2				1.2E+2	446.1
355	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)	1.3E+2						9.1E+0	143.6
356	フタル酸n-ブチル=ベンジル	3.6E+0							3.6
357	ブプロフェジン					2.4E+3			2,406.0
358	テブフェナジド								
359	n-ブチル-2,3-エポキシプロピルエー テル								
360	ベノミル					2.7E+3			2,680.0
361	シハロホップブチル					2.2E+3			2,187.6
362	ジアフェンチウロン								
363	オキサジアゾン					3.7E+2			368.0
364	フェンピロキシメート					3.5E+1			35.0

山形県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
365	ブチルヒドロキシアニソール								
366	tert-ブチル=ヒドロペルオキシド								
367	o-sec-ブチルフェノール								
368	4-tert-ブチルフェノール	9.6E-2						6.4E-2	0.2
369	プロパルギット(BPPS)					1.8E+2			180.0
370	ピリダベン								
371	テブフェンピラド					2.0E+1			20.0
372	N-(tert-ブチル)-2-ベンゾチアゾール スルフェンアミド	4.5E+0							4.5
373	2-tert-ブチル-5-メチルフェノール								
374	ふっ化水素及びその水溶性塩	2.9E+2						1.2E+4	11,816.4
375	2-ブテナール								
376	ブタクロール					3.4E+3			3,361.0
377	フラン								
378	プロピネブ					4.3E+3			4,270.0
379	2-プロピン-1-オール								
380	ブロモクロロジフルオロメタン(ハロン- 1211)								
381	ブロモジクロロメタン							2.8E+2	281.6
382	ブロモトリフルオロメタン(ハロン- 1301)							4.0E+1	40.0
383	プロマシル					3.1E+2			310.0
384	1-ブロモプロパン	3.7E+3							3,682.5
385	2-ブロモプロパン								
386	ブロモメタン								
387	酸化フェンブタズ								
388	エンドスルファン(ベンゾエピン)								
389	ヘキサデシルトリメチルアンモニウム= クロリド	6.5E+0			7.4E+2			8.0E+1	827.5
390	ヘキサメチレンジアミン								

山形県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
391	ヘキサメチレン=ジイソシアネート	4.2E-1							0.4
392	n-ヘキサン	2.1E+4	5.3E+4					2.8E+3	77,155.5
393	ベタナフトール								
394	ベリリウム及びその化合物							1.2E+1	11.9
395	ペルオキシ二硫酸の水溶性塩	1.4E+0							1.4
396	ペルフルオロ(オクタン-1-スルホン酸) (PFOS)								
397	ベンジリジン=トリクロリド								
398	ベンジル=クロリド	3.6E-3							0.0
399	ベンズアルデヒド	1.3E-3	4.0E+3					1.0E+2	4,088.1
400	ベンゼン	1.2E+3	5.7E+4					4.1E+3	61,965.1
401	1,2,4-ベンゼントリカルボン酸1,2-無水 物	1.6E-6							0.0
402	メフェナセツト					4.8E+2			480.0
403	ベンゾフェノン	1.7E-3						1.5E-3	0.0
404	ペンタクロロフェノール(PCP)								
405	ほう素化合物	5.4E+1					1.7E+1	2.1E+4	21,246.9
406	ポリ塩化ビフェニル類(PCB)								
407	ポリ(オキシエチレン)=アルキルエーテ ル(C:12-15及びその混合物)	3.1E+3			1.4E+5			1.9E+4	166,212.3
408	ポリ(オキシエチレン)=オクチルフェニ ルエーテル	3.5E+1			2.6E+2			4.0E+3	4,343.9
409	ポリ(オキシエチレン)=ドデシルエーテ ル硫酸エステルナトリウム	8.3E+1			2.8E+4			4.5E+4	73,293.1
410	ポリ(オキシエチレン)=ノニルフェニ ルエーテル	4.6E+2			4.6E+2			7.5E+3	8,423.2
411	ホルムアルデヒド	1.5E+4	3.2E+4					6.5E+3	54,145.0
412	マンガン及びその化合物	2.2E+0						2.7E+1	29.1
413	無水フタル酸	1.4E+0							1.4
414	無水マレイン酸	1.9E-2						1.6E-6	0.0
415	メタクリル酸	2.0E+1						5.2E-1	20.2
416	メタクリル酸2-エチルヘキシル	1.9E+0						7.1E-3	1.9

山形県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農薬は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農薬	農業用以 外殺虫剤	その他	
417	メタクリル酸2,3-エポキシプロピル								
418	メタクリル酸2-(ジメチルアミノ)エチル	7.4E-4						3.9E-3	0.0
419	メタクリル酸n-ブチル								
420	メタクリル酸メチル	4.0E+2						8.2E+1	482.8
421	4-メチリデンオキセタン-2-オン								
422	フェリムゾン					7.5E+3			7,541.0
423	メチルアミン	1.3E-4						6.2E-6	0.0
424	メチル=イソチオシアネート					6.0E+1			60.0
425	イソプロカルブ (MIPC)								
426	カルボフラン								
427	カルバリル (NAC)					7.0E+2	8.1E+1		775.9
428	フェノブカルブ (BPMC)						1.1E+2		109.7
429	ハロスルフロンメチル					3.2E+2			318.6
430	インドキサカルブ								
431	アゾキシストロビン					1.1E+3			1,051.5
432	アミトラズ					2.0E+1			20.0
433	カーバム					4.4E+3			4,400.0
434	オキサミル					8.0E+0			8.0
435	ピリミノバックメチル					1.2E+3			1,177.6
436	α-メチルステレン								
437	3-メチルチオプロパナール								
438	メチルナフタレン	3.6E+0						5.0E+3	5,024.4
439	3-メチルピリジン								
440	1-メチル-1-フェニルエチル=ヒドロペル オキシド	7.9E-2						7.2E-1	0.8
441	ジノセブ (DNBP)								
442	メプロニル					3.9E+1			39.0

山形県

届出事業所以外からの各物質の「排出源別排出量/使用目的別使用量」（令和4年度）

(E+nは×10ⁿ、例えばE+3は×1000の意味です。)

政令 番号	政令名(別名) 農業は慣用名	排出量/使用量(kg/年)							合計
		裾切以下 事業所	自動車等 移動体	塗料	洗剤・化粧 品等	農業	農業用以 外殺虫剤	その他	
443	メソミル					1.9E+2			185.5
444	トリフロキシストロビン					1.8E+2			175.0
445	クレソキシムメチル					5.8E+2			582.6
446	4,4'-メチレンジアニン								
447	メチレンビス(4,1-シクロヘキシレン)=ジ イソシアネート	7.1E-1							0.7
448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシ アネート	5.3E+1							53.4
449	フェンメディファム								
450	ピリプチカルブ					2.2E+1			22.0
451	2-メトキシ-5-メチルアニリン								
452	2-メルカプトベンゾチアゾール	4.2E+0							4.2
453	モリブデン及びその化合物	7.2E-1						1.0E+2	105.2
454	2-(モルホリノジチオ)ベンゾチアゾール	3.4E-1							0.3
455	モルホリン	2.3E+1						1.5E+2	177.8
456	リン化アルミニウム					1.1E+2			110.0
457	ジクロロボス (DDVP)						3.6E+2		359.2
458	りん酸トリス(2-エチルヘキシル)								
459	りん酸トリス(2-クロロエチル)								
460	りん酸トリトリル	7.4E-1							0.7
461	りん酸トリフェニル	3.3E+0						1.1E+1	14.3
462	りん酸トリ-n-ブチル	4.5E-5						4.2E-4	0.0
合 計		3.2E+5	7.1E+5	1.9E+5	2.5E+5	3.2E+5	1.3E+3	2.8E+5	2,076,826.3

注1) 243ダイオキシン類の単位はmg-TEQ/年

注2) 「移動体」の排出量の一部は、都道府県別に区分できないため、都道府県合計と全国合計は一致しない物質があります。